

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月25日

函館市長 大 泉 潤

### 函館市規則第59号

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する  
ための法律施行細則の一部を改正する規則

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
施行細則（平成18年函館市規則第58号）の一部を次のように改正す  
る。

第3条第4項中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第9条の2第2項中「第5条第22項」を「第5条第23項」に改め、  
同条第4項中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

別記第1号様式中 「

<input type="checkbox"/> 就労定着支援	<input type="checkbox"/> 自立生活援助
---------------------------------	---------------------------------

」を

「

<input type="checkbox"/> 就労定着支援	<input type="checkbox"/> 自立生活援助
<input type="checkbox"/> 就労選択支援	

」に改める。

別記第4号様式第13面および第14面中

「

生活介護・自立訓練・就労移行支援・ 就労継続支援事業者記入欄
-----------------------------------

」を

「

生活介護・自立訓練・就労選択支援・ 就労移行支援・就労継続支援事業者記入欄
--

」に改める。

別記第5号様式中 「

<input type="checkbox"/> 就労定着支援	<input type="checkbox"/> 自立生活援助
---------------------------------	---------------------------------

」を

「

<input type="checkbox"/> 就労定着支援	<input type="checkbox"/> 自立生活援助
<input type="checkbox"/> 就労選択支援	

」に改める。

別記第32号様式中「自立訓練」の後ろに「，就労選択支援」を加える。

附 則

- 1 この規則は，令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第1号様式および別記第5号様式の規定に基づき提出されている申請書は，改正後の別記第1号様式および別記第5号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。